平成２１年（フ）第３３８４号
大阪市平野区喜連２丁目６番10―204号
破産者　五十川千穂子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４９８号
大阪市住吉区苅田５丁目11番14―307号、前住所大阪市住吉区苅田７丁目10番７―203号
破産者　庸田　千惠
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５６９号
大阪府東大阪市高井田25番２号
破産者　美田　秀都
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５８８号
大阪府摂津市鶴野１―４―１、住民票上の住所堺市東区日置荘原寺町141番地30
破産者　柳　　雄一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５９１号
大阪市中央区上町１丁目15番６―121号
破産者　中辻　且次
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１０号
大阪市此花区高見１丁目５番45―1408号
破産者　辻井　悦子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１１０号
大阪府東大阪市善根寺町４丁目３番43号ＮＴＴ社宅１棟503号
破産者　井出　直也
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２２８号
大阪府高槻市松原町５番１号
破産者　山口　真記
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４３４号
大阪府富田林市津々山台２丁目８番９号101
破産者　桐山　幸治
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９号
堺市堺区大仙中町２番13―6003号
破産者　福井由里子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
堺市西区浜寺船尾町東３丁450番地　サニーグレイス401号
破産者　福井　良一
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２１７号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の634
破産者　寺島伝送サービスこと　寺島　正数
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
堺市中区深井畑山町333番地９
破産者　森﨑　光子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
堺市北区金岡町1202番地９、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪4887番地の２
破産者　田所　哲也
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４７号
大阪府河内長野市木戸東町５番25―101号
破産者　ロージュこと　丸目　芳行
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８６号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目１番16号
破産者　星　　高志
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９号
北海道網走郡美幌町字三橋南22番地　公住１号棟Ｄ―308号、開始決定記載の住所北海道網走郡美幌町字三橋町１丁目１番地の16
破産者　松田　　豪
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新田76番地１
破産者　遠藤　涼子（旧姓平塚）
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第２８９５号
横浜市鶴見区岸谷１丁目22番34号、開始決定時の住所横浜市港北区篠原町1184―６　篠原荘210号
破産者　佐々木延文
1　決定年月日　平成21年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部